

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

福知山淑徳高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内の給付奨学生採用候補者選考委員会（校長、副校長、三年学年主任、進路部奨学金担当者）に諮り、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）人物について

- 学習活動、特別活動等においては、積極的な行動が見られ、出席状況も良好で校則を守り落ち着いた学校生活が送れていること。
- 進学の実目的及び進学後の方向が明確で、意欲的に進学を考えられていること。

（2）健康について

- 学校保健安全法第 13 条による定期または臨時の健康診断等により、修学に耐えることができると見込まれること。

（3）学力及び資質について

- 下記のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 十分満足できる高い学習成績（調査書における学習概評が「A」）を収めている者、またはそれに準じる学習成績を収め、直近の学習成績に向上が見られる者。
 - ② 特別活動等（部活動、系列での取り組み、生徒会活動、委員会活動、地域活動等）に積極的に参加し、成果・成長が認められる者。
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒においては、学習成績及び特別活動に積極的に取り組み、成果・成長が認められ、進学先での学修に意欲がある者。

(4) 家計について

○ 以下の基準に該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法上の措置として以下の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・ 児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・ 児童自立生活援助事業を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・ 小規模住居型児童養育事業を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

以上